

# 公益社団法人大阪交響楽団 協賛会費に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、入会及び退会に関する規則第6条に定める協賛会費に関する必要事項を定め、公益社団法人大阪交響楽団（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

## (協賛会費)

第2条 入会及び退会に関する規則第6条に定める協賛会費は、次に掲げるところによるものとし、会員は、協賛会費の口数を一口単位で任意に決定できるものとする。

① 法人協賛会員 協賛会費 一口 100,000円（年額）

② 個人協賛会員 協賛会費 一口 50,000円（年額）

2 この法人の社員である正会員は、前項の規定にかかわらず、二口分の協賛会費（以下「正会員会費」という）を負担する義務を負う。なお、正会員は、三口以上の協賛会費を負担することもできる。

3 前項に定める正会員会費は、その50%以上を公益目的事業会計に充てるものとする。

4 正会員会費以外の協賛会費は、寄附金として正会員会費とは区別して取り扱うものとする。

5 前項に定める正会員会費以外の協賛会費は全額、公益目的事業会計の人件費に充てるものとする。

6 第1項及び第2項の定めにかかわらず、名誉協賛会員は、協賛会費の負担を要しないものとする。

## (協賛会費等の納入)

第3条 会員は、毎事業年度の協賛会費として入会月の前月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員から納入された協賛会費については、その経過を明らかにするため、直ちに協賛会費台帳（別紙）に記載しなければならない。

(協賛会費の返還)

第4条 この法人は、会員が当該事業年度において納入した協賛会費については、これを返還しない。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協賛会費に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2017年7月21日から施行する。
- 2 この規則は、2017年8月25日から施行する。
- 3 この規則は、2017年9月29日から施行する。
- 4 この規則は、2018年7月10日から施行する。